

大口町防犯対策補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不法に家屋に侵入すること等を目的とした犯罪を未然に防止するため、一般住宅及び共同住宅の防犯対策を施工する者に対し、費用の一部を予算の範囲内で補助することにより、町民の防犯、防災意識の高揚並びに安心して安全な生活に寄与することを目的とする。

(補助対象者)

第2条 この要綱により補助金を受けることができる者は、現に大口町内に居住し、もっぱら自らの居住用に供している既存の家屋等に防犯対策を施工した世帯の世帯主とする。

(補助対象)

第3条 この要綱による補助対象事業は、世帯主がその居住用の住宅等に施した対策のうち、町長が防犯対策に特に効果があると認めたもの（別表）とする。

2 前項に規定する対策を施工した世帯主への補助金の交付は、1世帯につき1回とする。

(補助金の額)

第4条 この要綱による補助金の額は、補助対象事業の工事又は購入に要した経費（消費税を含む。）の額に3分の2を乗じて得た額（その額に100円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てた額）とし、10,000円を限度とする。

(交付申請)

第5条 この要綱による補助金の交付を受けようとする者は、大口町防犯対策補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出するものとする。なお、交付申請期間は工事（購入）後、1年間とする。

- (1) 製品等の規格が分かる書類（カタログ又はパンフレット等）
- (2) 購入品の詳細が分かる領収証（発行責任者の氏名が記入された原本）又はレシート

(3) 施工写真（完成写真。デジタル画像可。）

2 町長は、領収証原本の返還を求められたときは、原本に受付印を押印し、その写しを町が保管し、原本を前項による申請をした者（以下「申請者」という。）に返還するものとする。

3 第3者から借上げた住宅に防犯対策を施工し、その世帯主がこの要綱による補助金を申請するときは、あらかじめ所有者の同意を得、その同意書（様式第2）を添付するものとする。

（交付決定等）

第6条 町長は、前条の申請があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、大口町防犯対策補助金交付決定(却下)通知書（様式第3）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第7条 前条の通知を受けた者は、速やかに大口町防犯対策補助金交付請求書（様式第4。以下「請求書」という。）を町長に提出するものとする。

2 請求書に記載された預金口座の名義が、申請者以外の場合は、その口座名義人の委任状を添付するものとする。

（交付方法）

第8条 町長は、前条により補助金の請求を受けたときは、当該請求の日から30日以内に請求書に記載された預金口座に振り込むことにより、補助金を交付するものとする。

（返還）

第9条 町長は、虚偽その他不正の手段によりこの要綱による補助金の交付を受けようとした又は受けた者に対し、大口町防犯対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第5）により、補助金の全部又は一部の交付決定を取り消し、又はその返還を命ずることができる。

（検査）

第10条 町長は、必要があると認めるときは、補助金の事務を所掌する課の職員をして、防犯対策の検査をさせ、若しくは関係者に意見を聞かせることができる。

(危険負担)

第11条 この要綱により補助を受けた防犯対策の施工後に生じた盗難等による損害について、大口町は一切その責を負わない。

(庶務)

第12条 この要綱における補助金の事務は、地域協働部町民安全課において処理をする。

(その他必要事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、防犯対策補助金について必要な事項は、町長が定める。

附 則 (平成15年3月27日 大口町告示第25号)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年3月30日 大口町告示第23号)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月13日 大口町告示第35号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成17年6月17日 大口町告示第48号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成22年3月26日 大口町告示第26号)

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年3月27日 大口町告示第19号)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年3月29日 大口町告示第16号)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月30日 大口町告示第48号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

(補助対象になるもの)

- 1 玄関の主たる錠を防犯対策に効果がある錠にした。
- 2 玄関に主たる錠の他に補助錠を設置した。
- 3 サッシ等のガラスを防犯対策に効果があるものにした。
- 4 サッシ等の施錠を防犯対策に効果があるものにした。
- 5 戸板、窓等に新たに鍵を設置するなどした。
- 6 宅地内の屋外にセンサーライトを設置した。
- 7 宅地内の屋外に防犯対策用玉砂利を敷いた。
- 8 宅地内の屋外に防犯カメラを設置した。
- 9 その他防犯対策に特に効果がある対策をした。

(補助対象にならないもの)

- 1 防犯対策以外の目的を有するもの(犬、門扉、フェンス、門灯等)
- 2 警備会社の委託契約
- 3 護身用具(防犯スプレー、スタンガン、警棒、防犯ブザー等)
- 4 屋内のセンサーライト(留守番機能付きライトは対象とする。)

様式第1（第5条関係）

大口町防犯対策補助金交付申請書

年 月 日

大口町長様

住所 大口町

申請者 氏名
電話 —

次のとおり大口町防犯対策等補助金の交付を申請します。

施工業者 又は 購入店名	所在地	
	代表者	
	連絡先	() —
防犯対策の内容		
取付け又は 購入金額	金 円 (内 消費税 円)	
補助申請額	*取付け又は購入費用×2/3（100円未満切捨て） *限度額10,000円 金 円	
取付・購入年月日	年 月 日	
建物の所有区分	持ち家 借家 その他（ ）	

添付書類

- 1 製品等の規格がわかる書類（カタログ又はパンフレット等）
- 2 購入品の詳細が分かる領収証（発行責任者の氏名が記入された原本）又はレシート
- 3 施工写真（完成後の写真。デジタル画像可。）

* 裏面のアンケートにご協力ください。

防 犯 ア ン ケ ー ト

皆さんの防犯に対する意識・被害等をお尋ねし、今後の防犯対策に役立
たいと思いますので、アンケートにご協力ください。

☆ 住宅の種類は？ 持ち家 借 家

の

一戸建て マンション アパート（集合住宅）

☆ 防犯・防災（対策）について家族で話したこと、話題になったことはありますか？

有 （どんなことですか？

無

）

☆ 過去に盗難等の被害にあったことはありますか？

有 （それはいつ頃のこと、どんな被害でしたか？

無

）

☆ 防犯・防災（対策）について、行政に望むことはありますか？

有 （どんなことですか？

無

）

*ご協力ありがとうございました。

様式第2（第5条関係）

同意書

年 月 日

大口町長 様

住 所 大口町

氏 名

電話番号 () -

下記事項に基づき、私の所有する物件に対して防犯対策を講じることについて同意します。

記

1 依頼者 住 所

氏 名

2 防犯対策の内容

様式第3（第6条関係）

大口町防犯対策補助金交付決定（却下）通知書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日に受理しました大口町防犯対策補助金については、交付することを決定した（却下する）ので通知します。

については、交付決定された下記の金額は、速やかに指定の口座に振り込みます。

記

金	円也
---	----

様式第4（第7条関係）

大口町防犯対策補助金交付請求書

年 月 日

大口町長様

申請者 住所 大口町

氏名

年 月 日付け大 第 号で交付決定がありました大口町防犯対策補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 _____ 円

2 振込先

補助金振込先 金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 支店 出張所
預金種別	普通・当座	
口座番号		
ふりがな		
口座名義人		

*振込先口座名義人が申請者本人でない場合は、委任状の添付をお願いします。

様式第5（第9条関係）

大口町防犯対策補助金交付決定取消通知（返還命令）書

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

年 月 日付け大 第 号にて交付決定した大口町防犯対策補助金については、当該交付決定を取り消す（とともに、その返還を命ずる）ので通知します。

については、交付済の下記の金額を速やかに大口町に返還してください。

記

金	円也
---	----